

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第五編 言論統制と文化運動

第一章 言論・出版・学問研究にたいする弾圧

第二節 出版・雑誌統制

書籍・雑誌その他の出版にたいする統制は、(1)検閲当局の編集者との「懇談」・協力の要請からはじまり、編集方針への指示、編集内容への警告、事前検閲、官製原稿の掲載や特定テーマの採択強要、掲載差し止、執筆禁止、発行許可制、編集陣への容喙、編集者から執筆者の検挙にまでおよんだ編集過程への干渉、(2)発行されたものの検閲、記事削除、発売禁止、編集者・執筆者の起訴、さらに(3)用紙割当権を握ることによっての物的条件からの圧迫、そしてついには、(4)戦時企業整備の名による出版社そのものの統合整理・解体、雑誌の改廃・統合、直接政治力の発動による出版社の廃業強要、など各種の方面から狡猾かつ強力に実施され、言論の弾圧から圧殺にまで進んでいった。そしてその全過程を通じて、情報局は「思想戦の参謀本部」として、出版文化協会(のちの日本出版会)は「現地軍の司令部」(いずれも奥村情報局次長のことば)として働いたのである。

編集への干渉

一九三七年七月、警視庁は「時局に関する記事取扱方に関する件」として新聞雑誌等に通牒を發し「反戦または反軍的言説をなしあるいは軍民離間を招来せしむるがごとき事項」の掲載を禁止し、つづいて内務省警保局は警視庁特高部長および各府県警察部長あてに「時局に関する出版物取締に関する件」を通達したが、その中には特に取締りを要するものとして「北支事変に関する一般安寧禁止標準」(一一項目)が規定されていた(その内容については新聞統制の項参照)。一〇月には出版関係五四社と検閲当局の「出版懇話会」が発足し、これが戦時下出版統制の強化される端緒となった。同会は内務省図書課長を名誉理事長に推戴し、毎月一回内務省で懇談をおこなったが、そこでは毎回内務省警保局図書課から具体的な「内示」があり、検閲の際発売禁止にふれる恐れのある事項がそのつど提示・説明された。他方、軍報道部は四大総合雑誌の編集者を集めて、「四社会」(のち「六社会」)をつくり、懇談の形式で軍の方針の説明や情報の交換をおこなうようになった。同年一一月には「世界文化」グループ、一二月には「労農派グループ」、翌年二月には「教授グループ」の検挙がおこなわれ、「人民戦線」事件の直後には内務省から各雑誌社にたいして、被検挙者の原稿は内容の如何を問わず雑誌その他への掲載を禁止するむねの通牒が出され、「中央公論」一二月号に掲載された大森義太郎の映画批評などが削除を受けた。またこれを機会に、問題になった筆者の著書は、新刊と再刊を問わず、今後原則的に発行を許さぬこととし、都下の約三〇の代表的出版社の編集関係者を集めた「出版懇話会」の席上、主催者の警保局図書課は「具体的に」岡邦雄・戸坂潤・林要・宮本百合子・中野重治・鈴木安蔵・堀真琴の七名をあげて、雑誌への原稿掲載を見合わせるよう内示した。他方、「出版懇話会」を通じて出版業者に時局教育をおこない、発行前の著書の出版相談すなわち内検閲の制度を開くこととした。三八年八月、内務省図書課は子供雑誌の浄化が不十分であるとして雑誌社代表に嚴重警告を發し、九月には、総合・婦人・大衆娯楽雑誌社代表約三〇名を招いて検閲当局の根本方針を指示し、同じく一〇月には少年少女・幼年雑誌三〇余社の代表に、(1)国体の本義に則り敬神・忠孝の精神昂揚に努める、(2)奉仕・勇氣・親切・

質素・謙譲・愛情の美風を強調、(3)指導を子供の実際生活に即しておこなう、(4)艱難困苦に堪える美風を涵養、(5)新東亜建設のため日滿提携融合をとくに強調する、など、具体的な方針を指示した。

三九年四月、文部省は各校から申請中の教科書のうち二四種を却下することに決定したが、中には、ゴールズワージー・ビアーズ・ハーディ・クライスト等が含まれていた。同五月には、警視庁検閲課が、たとえ事変前に検閲をへて合法的に出版されたものでも、現下の国情と相いれぬものは今後適当に処分する方針を決定した。一二月、文部省は、小学校の国史教科書について、(1)皇室中心の記述態度を一そう徹底して国体明徴の完全をはかること、(2)敬神崇祖の教材を増補すること、(3)日本文化の自主性と抱擁性を強調し外国文化への追従的傾向を訂正する、(4)英雄偉人の伝記・逸話を興味本位や枝葉末節主義に基いて取扱うのをやめ全体の動向を把握させる、などの点に修正改訂を加えることに決定した。四〇年からは小学校が国民学校と改称されるにともなって教科書は一新されることとなり、その編集方針もきめられた。なお同年一月には図書館協会が、早大教授津田左右吉著「支那思想と日本」の推薦を取り消した。

四〇年八月、内閣情報部の情報局への昇格がきまるとともに、内務省警保局図書課の事務は大部分情報局に移管されることになった。情報局は、さらに「出版事業新体制」確立のため東京出版協会と日本雑誌協会を解散させ、さらに両協会のほか中等教科書協会・青年学校教科書協会・全国書籍商組合・「家の光」(産組)や「青年」(大日本青年団)などを含む公益団体雑誌協会の六団体を統合して社団法人「日本出版文化協会」を結成し、これを出版界再編成の中心とすることになった。会長その他の役員は官選、機関決定事項は主務官庁の認可なしには効力を発生しないのであり、事実上情報局の下請機関にほかならなかった。一二月に創立された同協会の目的は、「日本文化建設並に国防国家確立に関する出版文化事業の使命を遂行し、斯業の適応なる運営を図り、以て出版報国の実を挙ぐる」とされ、業務・文化の二局をおき、業務局は事業統制・用紙配給・書籍配給など六課を設けた。同協会は出版企画の事前審査をするため企画届制をとったが、これは用紙の割当制と結合して事実上、出版の全面的な許可制を意図するものであった。同じ一二月に、総動員審議会は新聞紙等の掲載制限に関する勅令要綱等を決定し、言論出版の統制は一そう強化されることになった。従来に掲載禁止処分は専ら新聞紙法第二三条および出版法第一九条によって内務大臣がおこなってきたが、情報局の成立を機会に、総動員法第二〇条を発動して掲載禁止・制限の範囲を明確にすることになったのである。

一九四一年二月には、情報局は水野広徳・馬場恒吾・清沢冽をふくむ総合雑誌の「執筆禁止リスト」を内示し、「中央公論」二月号の座談会における発言を理由に馬場恒吾は以後執筆の自由を奪われ、つづいて三月には、非協力とみられた出版者にたいしては購読者カードの提出を通達し、五月には総合雑誌にたいし、来月から毎月一〇日までに編集プランと予定執筆者リストの事前提出を通達した。六月には雑誌と書籍の全編集者を包括する統一組織として「日本編集者協会」が設立された(一二月発足)。会員は二〇〇名を越え、内部対立をもちながらも編集者の戦争協力団体としての性格を明確にしていた。一〇月、情報局は経済雑誌編集長懇談会において、(1)国防国家の経済体制を作るのだという新しい経済理念を確立して書くこと、(2)東亜共栄圏はできるとの信念の下に書くこと、(3)政府にまかせるという気持を国民に持たせること、(4)日本の食糧問題について不安を与えぬこと、などの指示をおこなった。一二月には、各雑誌の毎月の発売日が情報局によって勝手に決定された。四一年一二月、「太平洋戦争開始の日」に全国的に検挙がおこなわれて宮本百合子をはじめ多くの執筆陣が逮捕され、その翌日に情報局二課は各雑誌社代表を非常召集して「記事差止事項」を指示し、一般世論の指導方針として、「まことにやむをえず起ち上った戦争である

ことを強調すること」などを発表した。同じ月内に、「言論出版集會結社等臨時取締法」(前述)が議會を通過し、施行された。

四二年一月に警視庁特高第二課長は、高倉テル・今中次磨・横田喜三郎・田中耕太郎などをふくむ二〇余名の執筆さし止めを総合雑誌に伝え、これ以後総合雑誌の常連執筆者は誌上から姿を消し顔ぶれは一新した。同年秋の細川嘉六論文をきっかけにして、「改造」編集部は全員更迭、編集方針は一八〇度転換をよぎなくされた。

四二年春、日本出版文化協會が「事前審査に対する態度」として出版業者に通知したものの要点は左の通りであった。

助成するもの——(1)時局下、特に政治性の豊かなもの。(2)すなわち国民の資質を健全強靱明朗ならしめるもの。(3)各出版部門別に見て水準以上の価値を持つと認められるもの。

抑制するもの——(1)イデオロギーの誤れるもの。(2)有閑低徊趣味。(3)俗悪便乗主義。(4)類書関係から見て特殊性なきもの。(5)初版古きため今日の情勢に適應せざるもの。

抑制の方法——(1)不承認。(イ)訂正すれば改めて審査可能のもの(ロ)発禁あるいはこれに類するものは出版中止の勸奨。(2)部数制限

四三年に入ると、英米語の雑誌名が禁止となり、二月から「サンデー毎日」は「週刊毎日」に、「エコノミスト」は「経済毎日」に「ユーモアクラブ」は「明朗」に、そして翌月「キング」は「富士」と改題された。

四三年三月には、「大日本言論報国会」が徳富蘇峰を会長として創立され、つづいて「日本出版文化協會」が転化した「日本出版会」の創立總會がおこなわれたが、これは国家総動員法にもとづく出版事業令による統制団体であり、その主な事業として決定したのは、(1)出版企画その他出版事業の運営に関する統制指導、(2)出版事業の整備に関する指導、(3)出版物用紙その他の資材の配給機関の統制指導、等であった。出版文化協會の時代にはまだ会員出版社の自主性を尊重する建て前であったが、出版令になると出版社や編集者の自主性などは全くみられなくなった。五月には雑誌「教育」編集部が弾圧され、「中央公論」七月号はすでに刷り上がっていたのが陸軍報道部の強迫によって休刊を余儀なくされ、報道部への出入りを禁止され、編集部を更迭せざるをえなくなった。七月「大日本出版報国会」結成、九月には日本出版会がすべての出版書籍にたいして審査制をとり、従来六%ていどであった不承認件数を三〇%に引き上げ、今後出版の企画届出に原稿またはゲラ刷の事前提出を強化し、同時に良書でも不急とみなせば不承認とする方針を決定した。

先の「改造」に掲載された細川論文と結びつけて特高の手で捏造されたいわゆる「横浜事件」によって、四三年五月から雑誌編集者の逮捕がはじまっていたが、四四年一月には、改造社(七名)、中央公論社(八名)、日本評論社(五名)、岩波書店(二名)などの編集者多数が検挙された(人数は、それ以前および以後の検挙者をふくむ)。この事件は五月に入るといっそう拡大し、中央公論社へは神奈川県特高課主任以下数名の特高係が二回にわたって編集室に押し入り無断で重要書類を運び去り、暴言をもって威嚇し、そのあと社長以下幹部たちは警察に召喚されて三日から五日にわたって拷問に等しい取調べを受けた。検挙された人たちは野蛮極まる拷問をうけ、四名が獄死し、二名は釈放後まもなく病死した。つづいて七月には情報局第二部長は中央公論社と改造社の代表を招致し、「営業方針において戦時下国民の思想指導上許し難い事実がある」として「自発的廃業」を申し渡した。一方、一月から各雑誌の表紙に「撃ちてし止まむ」と刷りこむことを命ぜられ、三月に

日本出版会は企画審査方針を強化し、従来の発行承認・不承認のほか発行一時停止の取扱いをおこなうこととした。五月には日本出版会に「企画編集者資格選衡委員会」が設置され、新聞記者の登録制に対応して「編集者の公的性格を明らかにするため」、編集者資格ができ、敗戦までに二二〇〇名余が承認登録された。内務省警保局は、新聞紙法にもとづく新聞雑誌のこの一年間を通じての創刊、廃刊数は、創刊三六四種、廃刊一三七八種(前年度は創刊二二三種、廃刊八〇九種)と発表した。

一九四五年六月、「出版非常措置要綱」が公布されたが、これによって用紙割当制の徹底的改革とともに、「現行の査定手続はこれを中止し、会員をして每期企画予定表を提出せしめ」、「指導調査をおこないたる上、発行承認」されることになった。(和泉あき編「年表・戦争下の文化・文学関係統制とその反応」文学、一九五八年四月号。小田切進編「昭和一〇年代の文学・芸術年表」、文学、一九六一年五月号。布川角左衛門「戦時の出版統制」文学、同上号。日本ジャーナリスト連盟編「言論弾圧史」。黒田秀俊「血ぬられた言論」。美作太郎・藤田親昌・渡辺潔「言論の敗北」。「中央公論社七十年史」。「岩波書店五十年」。などによる)。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
